

地元企業／団体 各位

令和2年 6月24日

平素は新谷正義の政治活動に多大なるご支援を賜り心より御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染の新規陽性者数は、一時に比べ減ってはおりますが、これはひとえに国民の皆様のご協力、お力添えがあったからに他なりません。今後は社会経済活動のレベルを一段引き上げるためにも、新しい生活様式を定着させていくことが必要となって参ります。引き続きのご協力をよろしくお願い致します。

さて、本年6月12日に新型コロナウイルス対策のための令和2年度第二次補正予算が、国会において可決・成立いたしましたので、別紙にて概要をご案内させていただきます。

また、企業の皆様にご覧頂きたいものを下記に抜粋しましたので、ご確認頂けますと幸いです。

◎家賃支援給付金の創設

持続化給付金による対策を行ってまいりましたが、売上げの急減に直面する事業者を下支えするため、「家賃支援給付金」が創設されました。受給のためには、減収証明と家賃証明が必要となります（提出必要書類は6月23日現在、政府において準備中です）。

給付対象：テナント事業者のうち、中堅・小中企業、小規模・個人事業者等で5～12月において

- ・いずれか1カ月の売上高が前年同月比で50%以上減少 または
- ・連続する3カ月の売上高が前年同期比で30%以上減少 した事業者の方

給付率：2/3 給付上限額 法人50万円、個人25万円（月額・6カ月分給付）

※家賃の総支払い額が高い者（複数店舗を所有する場合など）を対象に以下の例外措置

- ・月額家賃のうち上限超過額の1/3を給付。給付上限額 法人100万円、個人50万円

◎資本金劣後ローンの供給

一時的に財務状況が悪化した中小企業等に対して、民間金融機関が資本とみなすことができ、長期間元本返済の生じない資本金劣後ローンを供給することで、事業の成長・継続を支援します。

融資対象：新型コロナウイルス感染症の影響を受けている、

- ①スタートアップ企業、②企業再建に取り組む企業 等

貸付限度額：最大7.2億円

貸付期間：5年1カ月、10年、20年（期限一括償還）

※7/1から事前相談開始、システム構築後の8月上旬頃より制度開始予定

◎持続化給付金の対象拡大

今年3月までに創業した事業者も新たに対象に加われました。本年の任意の月の売上が、1～3月の月間売上高の平均と比べて50%以上減少している場合、給付対象となります。

また、フリーランスで、収入を税務上、雑所得や給与所得の収入として申告している方も、その収入や事業の実態を確認できる定型的な書類がある場合、給付対象となります。

皆様のご尽力のおかげで移動制限も緩和することができ、遅ればせながら地元の皆様の声を直接聞けるようになりました。とはいえ、今後の感染拡大を防ぐためにも感染防止について一層の対策が必要と認識しています。国民の皆様、地元の皆様のお力になれるよう、活動を続けて参ります。

引き続きのご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い致します。

衆議院議員 新谷正義

【東広島事務所】

〒739-0015 広島県東広島市西条栄町9-21

TEL:082(431)5177

FAX:082(431)5178

【安芸事務所】

〒736-0066 広島県安芸郡海田町中店7-17

TEL:082(824)0560

TEL:082(824)0561

1、 地域・医療 を守ります

- 地域医療体制の更なる整備・感染拡大防止の推進を図るため

緊急包括支援交付金 が 拡充 (2兆2,000億円) されます

- ① 医療提供体制の整備等について、新たにメニューを追加します

- ・ 重点医療機関への支援
- ・ 医療従事者等への慰労金支給
 - ◆ 受入病院等の役割を設定された医療機関
 - ・ 実際に診療を行った医療機関の職員 20万円
 - ・ それ以外の医療機関の職員 10万円
 - ◆ その他の医療機関の職員 5万円
- ・ 救急・周産期・小児医療機関の院内感染防止対策
- ・ 医療機関・薬局等の感染拡大防止等のための支援 等

- ② 介護・福祉分野の支援についても、新たに対象に追加します

- ・ 感染症対策を徹底したサービス等の提供をするために必要な経費
- ・ 介護・障害福祉事業所の職員への慰労金の支給
 - ◆ 感染者が発生又は濃厚接触者に対応した介護・障害福祉事業所の職員 20万円
 - ◆ その他の介護・障害福祉事業所の職員 5万円
- ・ サービス利用の再開支援 等

- ワクチンの開発強化・早期実用化に向けた体制を整備するため

治療薬・ワクチンの開発 が 拡充 (2,055億円) されます

- ① 治療薬・ワクチンの開発等 600億円

- ・ 治療薬・ワクチン等の開発資金の補助

- ② ワクチンの早期実用化のための体制整備 1,455億円

- ・ ワクチン開発と並行して生産体制の整備
- ・ シリンジ・注射針の買上げ・備蓄 等

- 地方における様々な対応・取組を応援するため

地方創生臨時交付金 が 拡充 (2兆円) されます

2、雇用を守ります

○ 雇用調整助成金 を **抜本的に拡充** します

- ① 日額上限が **1万5,000円**（月額**33万円**）に引き上げられます
- ② 緊急対応期間が**9月**まで延長されます
- ③ 解雇等を行わない中小企業の助成率が**10分の10**に引き上げられます

○ 休業支援金（直接給付金） を **新設** します

- 休業期間中の賃金の支払いを受けることができなかった中小企業の労働者に対し
- 当該労働者の申請により
- **月額賃金の8割**（上限**33万円**）を支給します

3、生活・家計を守ります

○ 臨時特別給付金 を **新設** します

- 収入が少ない“ひとり親”世帯に対し
- **一世帯5万円**を支給します

※ 第2子以降 1人につき 3万円が加算されます

※ 収入が減少した場合は一世帯5万円が加算されます

○ 小学校休業等対応助成金・支援金 を **拡充** します

- ① 従業員に有給休暇を取得させた事業者に対する助成金の
 - ・ 日額上限が **1万5,000円**に引き上げられます
 - ・ 対象となる休暇取得の期限を **2月27日から9月30日**まで延長します
- ② 子どもの世話を行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者（フリーランス）に対する支援金の
 - ・ 日額が **7,500円（定額）**に引き上げられます

<子どもたちの生活「学び」を支援します>

○ 学生支援緊急給付金 を **新設** します ※予備費を活用

- 家庭から自立してアルバイト収入により学費等を賄っている学生等で、アルバイト収入が大幅減少等することにより、大学等での修学の継続が困難になっている学生に対し
(国公立大学(大学院含む)・短大・高専・専門学校 ※留学生を含む)
- **10万円**を支給します

※ 住民税非課税世帯の学生に対しては20万円が支給

○ 授業料等の減免 の支援を **拡充 (153億円)** します

- 新型コロナウイルス感染症拡大・長期化の影響により、家計が急変した世帯の学生の修学機会を確保するために、各大学が講じる独自の授業料等の軽減措置を実施するための経費を支援します
- 国立大学 約1.2万人 補助率 10/10
私立大学 約5.3万人 補助率 2/3

○ 学校の再開に伴う感染症対策と学びの保障を支援します

- すべての小中学校・高校・特別支援学校等に対し
一校当たり **100～300万円** を支援します
- 公立・私立 補助率 1/2
国立 補助率 10/10
- 段階的な学校再開等に対応する学校現場等への支援メニュー
 - ① 学校における感染症対策等への支援
 - ・ 新型コロナウイルス感染症対策の強化に必要な経費
 - ・ 夏季における学校給食の円滑な実施に必要な経費
 - ② 子供たちの学習保障の取組への支援
 - ・ 児童生徒の学びの確実な定着のために必要な経費
 - ・ 家庭との連絡体制強化に必要な経費
 - ・ 空き教室等の活用に必要な経費

4、 事 業 を守ります

○ 家賃支援給付金 を 新 設 します

- 売上急減に直面する事業者に対し
5月～12月までの間のいずれかで1カ月間の売上が前年同月比50%以上減、
又は連続した3カ月で前年同期比30%以上減した事業者
- 月額上限額 (法人) **100万円**、(個人事業主) **50万円**
- **6カ月分**を支給します

○ 持続化給付金 を 拡 充 します

- ① 収入を雑所得や給与所得として申告し事業を行っているフリーランスに対し
最大 **100万円** を支給します
- ② 本年3月までに創業した新規創業者に対し
(法人) 最大 **200万円**、(個人事業主) 最大 **100万円**
を支給します

○ 持続化補助金 を 拡 充 します

- 事業を再開する中小・小規模事業者に対し
- 最大 **150万円** を補助します
 - ① 特別枠（非対面型ビジネスモデルへの転換／テレワーク環境の整備）の
補助率を **3/4** に引き上げ（最大 **100万円**）
 - ② 事業再開枠（感染防止対策の取組）として定額補助・補助上限 **50万円**
の別枠を新たに上乗せ

○ (農林水産業) 経営継続補助金 を 新 設 します

- 販路回復・開拓や事業継続・転換のための機械・設備の導入や人手不足解消
に取り組む地域を支える農林漁業者に対し
- 最大 **150万円** が補助されます
 - ① 経営の継続に向けた取組 補助率 **3/4** (補助上限額は **100万円**)
 - ② 事業活動別本格化に向けた感染防止対策 最大 **50万円**

○ (文化芸術家・アスリート向け)

緊急総合支援パッケージ を **新設** します

① 文化芸術・スポーツ活動の継続支援

- 活動自粛を余儀なくされた文化芸術・スポーツ関係団体に対し
一層の感染対策を行いつつ、活動の継続に向けた積極的取組等に必要な経費を支援します
- 最大 **150万円** が補助されます
※ 共同申請の場合は、【共同申請者数×150万円】で1,500万円まで
 - ① 経営の継続に向けた取組：補助上限額 **100万円**
 - ② 業種別感染拡大予防ガイドラインに即した取組：補助上限額 **50万円**

※ 標準的な取組を行うフリーランス等に対し

簡易な手続き・審査により活動費を支援 (**20万円**程度) します

② 文化芸術収益力事業

- 主に中・大規模の文化芸術団体 (※小規模団体も応募可) に対し
150～2,500万円程度の事業を支援します

③ スポーツイベント再開支援

- ・ 全国規模のスポーツイベントの再開支援
1会場当たり 上限 **1,000万円** (**1/2**補助)
- ・ 部活動全国大会の代替地方大会の開催支援
1大会 (総合競技大会) 当たり 上限 **1,000万円** (定額補助)

○ (地域公共交通事業者)

感染防止対策補助金 を **新設** します

- 地域の生活や経済活動を支えるために機能の確保が求められている公共交通を担う地域公共交通事業者に対し
- 十分な感染拡大防止対策を講じることができるよう、駅・車両等の衛生対策や、車内等の密度を上げないよう配慮した運行等の実証事業を支援します
- **補助率 1/2** (100万円までは定額で補助)

○ 資金繰り対応 を強化します

① 政策金融公庫等・商工中金による無利子・無担保融資

- 融資限度額 (国民事業) 8,000万円 (中小事業) 6億円
- 無利子枠 (国民事業) 4,000万円 (中小事業) 2億円

② 民間金融機関による無利子・無担保融資

- 無利子枠 4,000万円

③ 政策投資銀行・商工中金による中堅・大企業向け融資 (シニア)

- 中堅企業には ▲0.5%利下げ (当初3年間)

④ 福祉医療機構による無利子・無担保等の危機対応融資

- 貸付限度額の引き上げ (減収額に応じた拡充)
病院: 7.2億円~ 診療所: 4,000万円~
- 医療機関の無利子・無担保枠 (減収額に応じた拡充)
病院: 1億円~ 診療所: 4,000万円~

⑤ 資本金性資金による支援 (劣後ローン)

- 政策投資銀行・商工中金による中堅・大企業向け支援
中堅企業には ▲0.5%利下げ (当初3年間)
- 政策金融公庫等・商工中金による中小・小規模向け支援
当初3年間の金利 (0.5%又は1.05%) その後▲2%程度利下げ

新型コロナウイルスにともなう
あなたが使える緊急支援

自 民 党
特設サイト



家賃支援給付金

新型コロナウイルス感染症を契機とした5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃（賃料）の負担を軽減することを目的として、テナント事業者に対して「家賃支援給付金」を支給します。

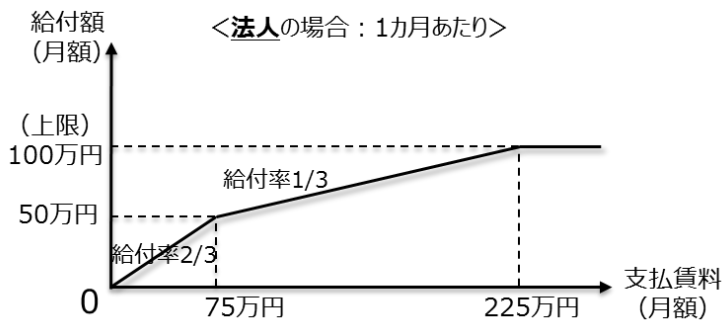
【給付対象者】

テナント事業者のうち、中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等であって、5月～12月において以下のいずれかに該当する者に、給付金を支給。

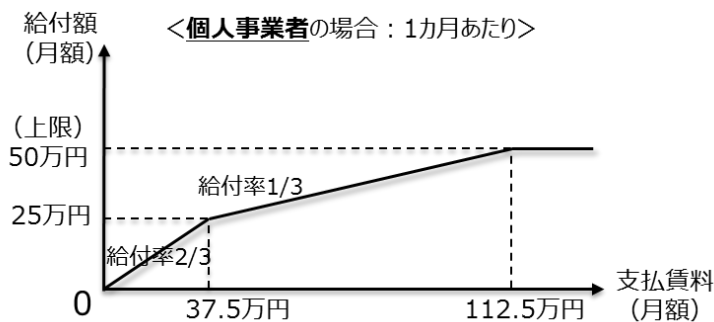
- ① いずれか1か月の売上高が前年同月比で50%以上減少
- ② 連続する3ヶ月の売上高が前年同期比で30%以上減少

【給付額・給付率】

申請時の直近の支払賃料（月額）に基づいて算出される給付額（月額）を基に、6カ月分の給付額に相当する額を支給。



⇒法人は最大600万円



⇒個人事業者は最大300万円

本紙以上の制度の詳細は現在検討中です。具体的な申請書類や問い合わせ先等については、準備が整い次第、経済産業省HP等で公表いたします。

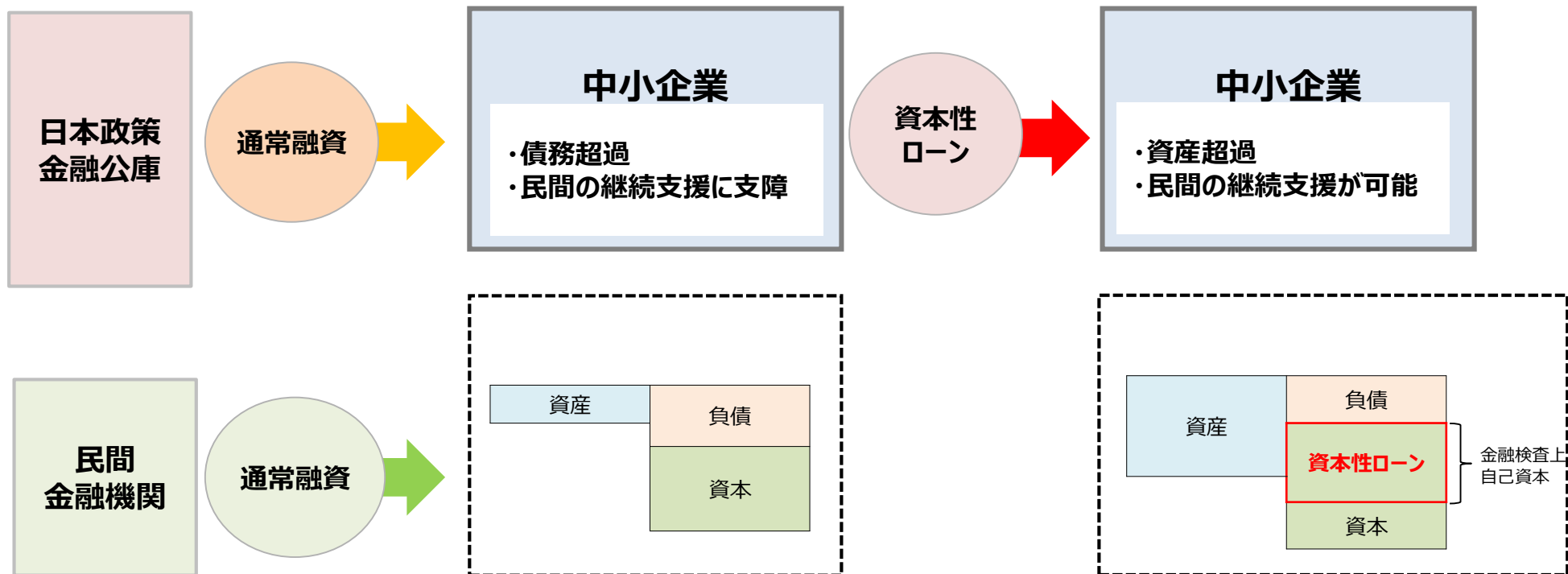
※また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、自治体でも家賃支援を行っている場合があります。各自治体の支援策をあわせてご確認ください。

資本性劣後ローン

- 企業再建や新規事業等に取り組む中小企業に対して、資本性資金を供給することで、民間金融機関から融資を受けやすくする制度。

金融検査上、自己資本とみなすことが可能（**会計上は借入金**）

➡ **資本性ローンによる資本強化に伴い、取引金融機関からの継続支援が容易に。**



新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付制度〈仮称〉 （新型コロナ対策資本金劣後ローン）の概要

○日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫（危機対応融資）

目的	新型コロナウイルス感染症の影響により、キャッシュフローが不足するスタートアップ企業や、一時的に財務状況が悪化し企業再建に取り組む持続可能な企業に対して、長期間元本返済がなく、民間金融機関が自己資本とみなすことができる資本金ローンを供給することで、民間金融機関や投資家からの円滑な金融支援を促しつつ、事業の成長・継続を支援。																
融資限度額	【中小企業事業・危機対応融資】1社あたり7.2億円（別枠） 【国民生活事業】1社あたり7,200万円（別枠）																
融資期間	20年・10年・5年1ヵ月（期限一括償還）																
貸付利率	<p>融資後当初3年間は一律0.5%又は1.05%、4年目以降は直近決算の業績に応じた利率を適用</p> <table border="1" data-bbox="327 876 1893 1176"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">当初3年間及び 4年目以降赤字の場合</th> <th colspan="2">4年目以降黒字の場合</th> </tr> <tr> <th>5年1ヶ月・10年</th> <th>20年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中小事業・危機対応</td> <td>0.50%</td> <td>2.60%</td> <td>2.95%</td> </tr> <tr> <td>国民事業</td> <td>1.05%</td> <td>3.40%</td> <td>4.80%</td> </tr> </tbody> </table>				当初3年間及び 4年目以降赤字の場合	4年目以降黒字の場合		5年1ヶ月・10年	20年	中小事業・危機対応	0.50%	2.60%	2.95%	国民事業	1.05%	3.40%	4.80%
	当初3年間及び 4年目以降赤字の場合	4年目以降黒字の場合															
		5年1ヶ月・10年	20年														
中小事業・危機対応	0.50%	2.60%	2.95%														
国民事業	1.05%	3.40%	4.80%														
担保・保証人	無担保・無保証人																

日本政策金融公庫等による資金繰り支援(実質無利子・無担保・既往債務借換)

令和2年度第2次補正予算額 **5兆5,683億円** <うち財務省計上2兆6,335億円>

事業の内容

事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、業況悪化を来している中小企業・小規模事業者・個人事業主（事業性のあるフリーランスを含む）等の資金繰り支援を継続実施するため、出資金により日本政策金融公庫等の財務基盤を強化します。

①日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫等による特別貸付等

- 日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫（危機対応融資）等が「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等を実施します。
- 今回、特別貸付の貸付限度額及び当初3年間0.9%の金利引下げ限度額を拡充し、中小企業・小規模事業者・個人事業主（事業性のあるフリーランスをふくむ）の資金繰り支援に万全を期します。

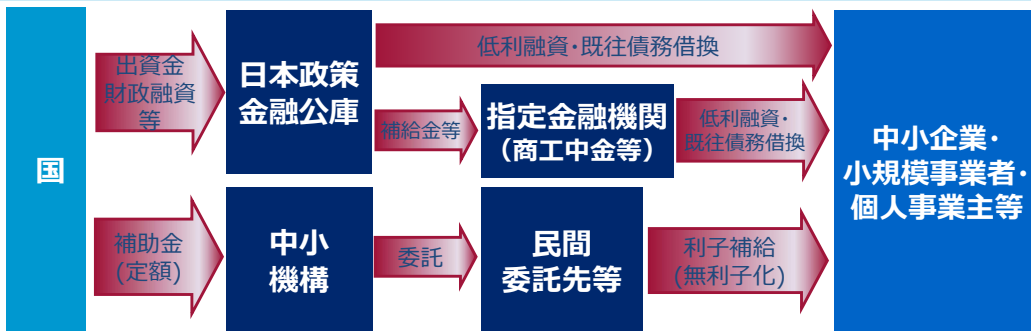
②利子補給による実質無利子化

- 一定の要件を満たした事業者に対して、既往債務の借換部分を含め、借入後3年間の利子補給を実施することで、実質無利子化します。

成果目標

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者・個人事業主（事業性のあるフリーランスを含む）等の資金繰り円滑化。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

①日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫等による特別貸付

融資対象：新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1か月の売上が前年又は前々年比5%以上減少した方

※業歴3か月以上1年1ヶ月未満の場合等は、最近1か月の売上が過去3か月（最近1か月を含む。）の売上高の平均額に比し5%以上減少していること等。

（※）個人事業主（事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る）は、影響に関する定性的な説明でも可とするよう柔軟に運用

※商工組合中央金庫は別途、危機対応業務として中堅向け貸付等も実施

貸付限度：中小事業 **6億円**（別枠）、国民事業 **8千万円**（別枠）
商工中金等（以下、危機対応） **6億円**

貸付利率：当初3年間 **基準利率▲0.9%**、4年目以降基準利率

中小事業・危機対応1.11%→0.21%、国民事業：1.36%→0.46%

利下げ限度額：中小事業・危機対応 **2億円**、国民事業 **4千万円**

※貸付限度額・利下げ限度額は新規融資と既往債務借換の合計額

貸付期間：設備資金20年以内、運転資金15年以内

据置期間：**5年以内** 担保：無担保

基準利率：中小事業・危機対応1.11%、国民事業1.36%

※令和2年5月1日時点、貸付期間5年、信用力や担保の有無に関わらず一律

②利子補給による実質無利子化

適用対象：日本政策金融公庫等の新型コロナウイルス感染症特別貸付等により借入を行った事業者のうち、以下の要件を満たす方

	小規模事業者	中小企業者
個人	要件なし	売上高▲20%以上
法人	売上高▲15%以上	

補給上限：中小事業・危機対応 **2億円**、国民事業 **4千万円**、当初3年間

※利子補給上限は、新規融資と既往債務借換との合計金額

小規模要件：製造業、建設業、運輸業、その他業種は従業員20名以下
卸売業、小売業、サービス業は従業員5名以下

民間金融機関を通じた資金繰り支援(保証料ゼロ、実質無利子化、借換保証)

令和2年度第2次補正予算額 **3兆2,375億円** <うち財務省計上1兆4,125億円>

事業の内容

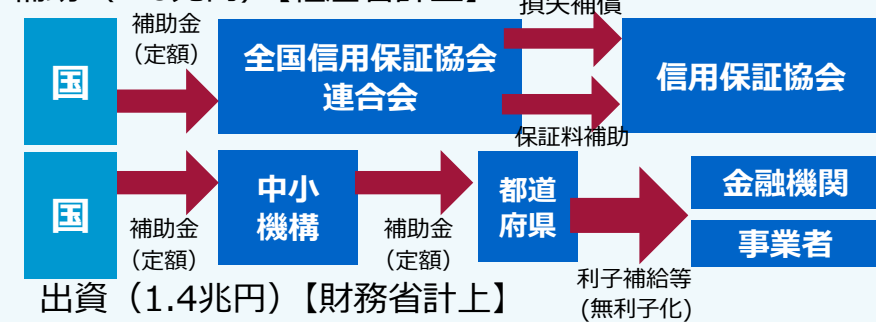
事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症により売上が減少した中小・小規模事業者等に対して、制度融資を活用して保証料補助や実質無利子化を行うことで、信用保証を伴う民間金融機関を活用した資金繰り支援を令和2年5月1日より制度開始。
- また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の資金繰りを緩和するため、信用保証付融資の既往債務の借換により、返済負担を軽減し、一定の要件を満たした場合には借換についても保証料補助や実質無利子化の対象とします。
- 今回、融資上限額を拡充し、資金繰り支援に万全を期します。

成果目標

- 新型コロナウイルス感染症の影響により経営の安定に支障を生じている中小・小規模事業者・個人事業主の資金繰りを円滑化
- 条件 (対象者、対象行為、補助率等)**

補助 (1.8兆円) 【経産省計上】



出資 (1.4兆円) 【財務省計上】



事業イメージ

- 新型コロナウイルス感染症の影響により経営の安定に支障を生じている中小・小規模事業者・個人事業者に対し、都道府県が実施する制度融資を活用し、保証料ゼロや実質無利子化を実現。

対象要件：新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した事業者（セーフティネット保証4号、5号、危機関連保証の認定を受けた事業者が対象）

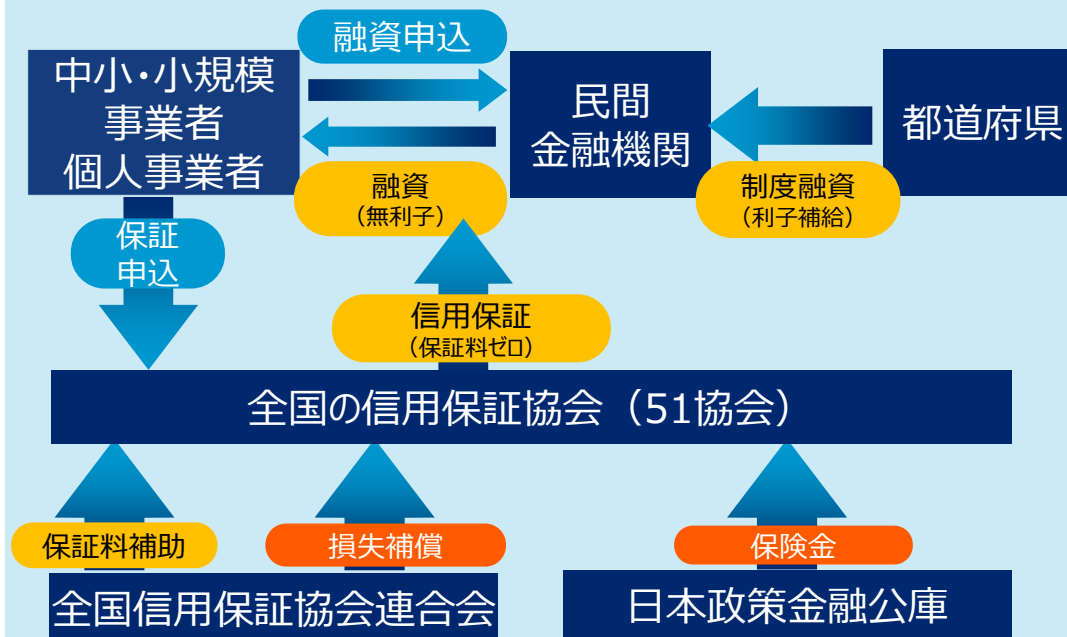
個人事業主(事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る)

▲5% 保証料ゼロ、無利子(当初3年)

中小・小規模事業者 ▲5% 保証料1/2

中小・小規模事業者 ▲15% 保証料ゼロ、無利子(当初3年)

融資上限額：4,000万円



中小企業向け資本性資金供給・資本増強支援事業

令和2年度第2次補正予算額 1兆2,442億円

(1) (3) 中小企業庁 金融課
03-3501-2876
(2) 中小企業庁 財務課
03-3501-5803

事業の内容

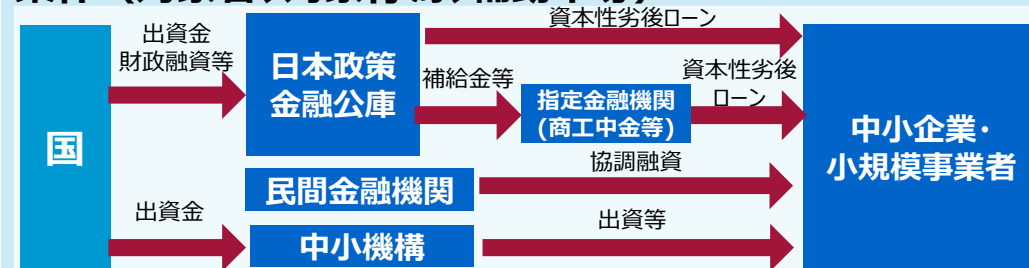
事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業に対して、出資等を通じた資本増強策を強化することで、スタートアップの事業成長下支えや事業の「再生」により廃業を防ぐとともに、V字回復に向けた「基盤強化」を図ります。
- 具体的には、一時的に財務状況が悪化した中小企業等に対して、日本政策金融公庫等及び商工組合中央金庫が、民間金融機関が資本とみなすことができる長期間元本返済のない資本性劣後ローンを供給します。
- また、中小機構が出資する官民連携の中小企業経営力強化支援ファンド、中小企業再生ファンドを全地域で組成し、ファンドを通じた出資や債権買取等を行い、経営改善まで幅広い支援を実施します。

成果目標

- 資本性ローンの実施により、民間金融機関からの更なる金融支援を促し、中小企業の資金繰りの円滑化を図ります。
- 中小企業経営力強化支援ファンドにより、地域の核となる事業者の再生と成長、第三者承継を後押しし、地域経済の維持を図ります。
- 中小企業再生ファンドを活用した、再生計画の策定を支援することで、ハンズオンで経営改善までサポートを行います。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

(1) 資本性ローン

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、キャッシュフローが不足するスタートアップ企業や一時的に財務状況が悪化し企業再建等に取組む企業に対して、民間金融機関が資本とみなすことができる期限一括償還の資本性劣後ローンを供給することで、民間金融機関や投資家からの円滑な金融支援を促しつつ事業の成長・継続を支援します。

【主な貸付条件】

- 融資対象：新型コロナウイルス感染症の影響を受けている、①スタートアップ企業、②企業再建に取り組む企業、等
- 貸付限度：最大7.2億円（別枠）
- 貸付期間：5年1ヶ月、10年、20年（期限一括償還）

(2) 中小企業経営力強化支援ファンド

- 地域の核となる事業者が倒産・廃業することがないように、官民連携のファンドを通じた出資・経営改善等により、事業の再生とその後の企業価値の向上をサポートするなど、成長を全面的に後押しします。
- また、全国47都道府県の「事業引継ぎ支援センター」とも連携し、出資先企業の第三者承継を促進し、地域の事業再編にもつなげていきます。

(3) 中小企業再生ファンド

- 過大な債務を抱えた中小企業の再生を図るために、官民連携のファンドを通じて、債権買取りや出資等を行い、経営改善までのハンズオン支援を実施します。
- また、全国47都道府県の「中小企業再生支援協議会」とも連携し、再生計画の策定と事業再生を促進します。

危機対応業務による中堅・大企業向け資金繰り支援

令和2年度第2次補正予算額 **8,905億円** <うち財務省計上7,607億円、農林水産省計上55億円>

事業の内容

事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症による影響を受ける事業者の事業継続のため、日本政策金融公庫の危機対応業務による資金繰り支援を行います。
- 日本政策金融公庫の貸付け等により、指定金融機関である商工組合中央金庫等が、業況が悪化している事業者の資金繰りを支援するため、長期の融資を行います。また、財務基盤が悪化している事業者に対して、資本性劣後ローンを提供します。これらの制度の実施にあたり、日本政策金融公庫が指定金融機関に利子補給を行うことで、中堅企業については▲0.5%の利下げを行います。

成果目標

- 新型コロナウイルス感染症の影響により経営の安定に支障が生じている事業者の資金繰りを円滑化します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

(1) 危機対応融資

対象者

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、最近1ヶ月の売上が前年又は前々年の同期に比し5%以上減少している者等

資金使途

運転資金・設備資金

適用金利

通常金利（中堅企業は当初3年間▲0.5%の利下げ）

貸出期間

設備資金：20年
運転資金：15年

貸出限度

上限なし

(2) 資本性劣後ローン

今後の更なる状況の悪化に備え、将来成長の可能性が十分にある地域経済にとって重要な事業者等に対して、資本性のある劣後ローンを提供することで、民間金融機関からの金融支援を促し、事業継続を支援します。

※中堅企業は当初3年間原則▲0.5%の利下げ

※「中堅企業」：資本金10億円未満であって中小企業者以外の法人

※商工組合中央金庫は危機対応業務の枠組みにおいて、中小企業・小規模事業者の支援も実施。詳細は「日本政策金融公庫等による資金繰り支援」PR資料を参照

持続化給付金

令和2年度第2次補正予算額 1兆9,400億円

事業の内容

事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うインバウンドの急減や自粛等の影響などにより、中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者、その他各種法人等の業況に大きな影響が出ています。
- このため、感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え再起の糧となる、事業全般に広く使える給付金を支給します。

成果目標

- 新型コロナウイルス感染症の拡大による影響が大きい者の事業の継続を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

- 売上が大きく減少した事業者に対し、法人200万円、個人事業者100万円を上限に、現金を給付いたします。

給付対象者：

中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者、その他各種法人等で、新型コロナウイルス感染症の影響により売上が前年同月比で50%以上減少している者

給付額：

法人は200万円、個人事業者は100万円

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

■ 売上減少分の計算方法

前年の総売上(事業収入)

－ (前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)

家賃支援給付金

令和2年度第2次補正予算額 **2兆242億円**

事業の内容

事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症を契機とした5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃の負担を軽減することを目的として、テナント事業者に対して給付金を支給します。
- 給付対象となる事業者は、中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等とします。

成果目標

- 新型コロナウイルス感染症の拡大による影響が大きい事業者の事業継続を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

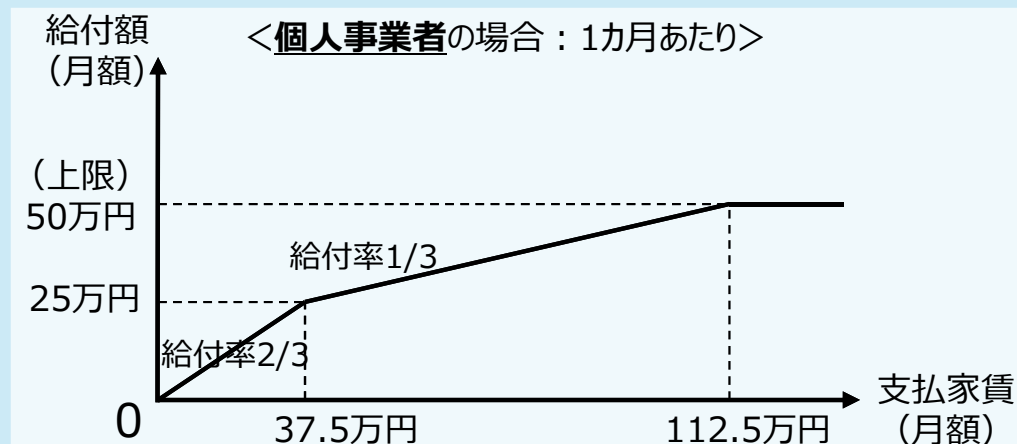
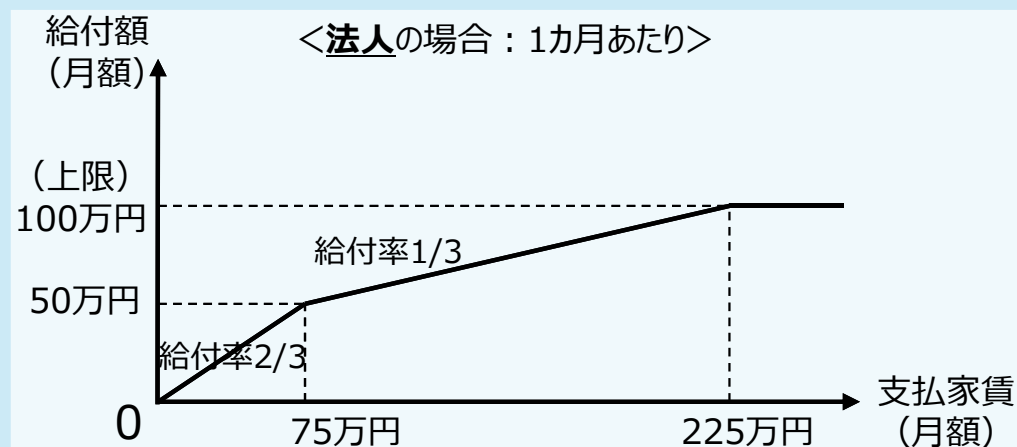


事業イメージ

5月～12月において以下のいずれかに該当する者に、給付金を支給。

- ① いずれか1か月の売上が前年同月比で50%以上減少
- ② 連続する3ヶ月の売上が前年同期比で30%以上減少

給付額は、申請時の直近の支払家賃（月額）に基づき算出される給付額（月額）の6倍（6カ月分）。給付率・給付上限額は下図の通り。



中小企業生産性革命推進事業による事業再開支援

令和2年度第2次補正予算額 1,000億円

事業の内容

事業目的・概要

- 中小企業が生産性向上を継続的に支援する「生産性革命推進事業」について、新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者向けに、補助率又は補助上限を引き上げた「特別枠」を設けたところです。
- 今般、緊急事態宣言の解除等を踏まえ、中小企業の事業再開を強力に後押しするため、業種別ガイドライン等に基づいて行う取組への支援を拡充します。

成果目標

- 小規模事業者持続的発展支援事業により、事業終了後2年で、販路開拓で売上増加につながった事業者の割合を80%とすることを目指します。
- ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業により、事業終了後4年以内に、以下の達成を目指します。
 - ・補助事業者全体の付加価値額が年率平均3%以上向上
 - ・補助事業者全体の給与支給総額が1.5%以上向上
 - ・付加価値額年率平均3%以上向上及び給与支給総額年率平均1.5%以上向上の目標を達成している事業者割合65%以上
- サービス等生産性向上IT導入支援事業により、事業終了後4年以内に、補助事業者全体の労働生産性の年率平均3%以上向上を目指します。

※ 3事業とも、補助事業実施年度の生産性向上や賃上げは求めないこととします。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

【各補助事業の拡充内容（事業再開支援パッケージ）】

特別枠（類型B・C）の補助率を引き上げるとともに、新たに定額補助・補助上限50万円の別枠（事業再開枠）を上乗せします。

補助上限・補助率	通常枠	特別枠（類型A）	特別枠（類型B・C）
持続化補助金（販路開拓等）	50万円・2/3	100万円・2/3	100万円・2/3 → 3/4
	【事業再開枠】50万円・定額(10/10) ※		
ものづくり補助金（設備導入）	1,000万円・1/2 (小規模 2/3)	1,000万円・2/3	1,000万円・2/3 → 3/4
	【事業再開枠】50万円・定額(10/10)		
IT導入補助金（IT導入）	450万円・1/2	450万円・2/3	450万円・2/3 → 3/4

※事業再開枠の補助額は、総補助額の2分の1以下であること。

※クラスター対策が必要と考えられる業種（ナイトクラブ、ライブハウス等）はさらに上限を50万円上乗せ。

【事業再開枠の対象】 ※業種別ガイドライン等に基づく、以下の感染防止対策費
 消毒、マスク、清掃、飛沫防止対策（アクリル板・透明ビニールシート等）、換気設備、その他衛生管理（クリーニング、使い捨てアメニティ用品、体温計・サーモカメラ・キーレスシステム等）、掲示・アナウンス（従業員又は顧客に感染防止を呼びかけるもの）

【特別枠の申請要件】 ※経費の1/6以上が、以下のいずれかに合致

類型A：サプライチェーンの毀損への対応

顧客への製品供給を継続するために必要な設備投資や製品開発を行うこと
 （例：部品調達困難による部品内製化、出荷先営業停止に伴う新規顧客開拓）

類型B：非対面型ビジネスモデルへの転換

非対面・遠隔でサービス提供するビジネスモデルへ転換するための設備・システム投資を行うこと
 （例：自動精算機、キャッシュレス決済端末の導入、店舗販売からEC販売へのシフト）

類型C：テレワーク環境の整備

従業員がテレワークを実践できるような環境を整備すること
 （例：WEB会議システム、PC等を含むシンクライアントシステムの導入）

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小・小規模事業者向け 経営相談体制強化事業 令和2年度第2次補正予算額 94.0億円

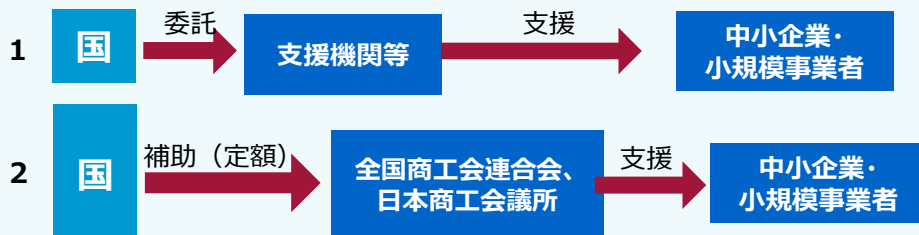
1. 中小企業庁経営支援課
03-3501-1763
中小企業庁総務課
03-3501-1768
2. 中小企業庁小規模企業振興課
03-3501-2036

事業の内容

事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、緊急事態宣言が出され、インバウンドを含む観光需要の落ち込みや国内の客足減少、サプライチェーンの毀損等により、多くの中小・小規模事業者において売上げが減少している事業者が多く発生しています。
- こうした状況の中で、様々な支援が相次ぎ実施されているところであり、よろず支援拠点、商工会・商工会議所等の経営支援機関に寄せられる相談も急増している状況にあります。
- 必要な支援を中小・小規模事業者届け、雇用の維持と事業の継続が可能な環境を整備するため、経営支援機関の体制を強化し、きめ細かな相談対応を行っていく必要があります。
- これらを実現するために、よろず支援拠点や都道府県連合会・商工会・商工会議所等の体制強化を図ります。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

1. よろず支援拠点等の体制強化

- 全国のよろず支援拠点から、各市町村に専門家を派遣し、より幅広い中小・小規模事業者からの経営相談（特に、資金繰り等）や新型コロナウイルス感染症対策に向けての支援策の活用等に係る相談への対応体制等を整備します。

2. 都道府県連合会・商工会・商工会議所の体制強化

- 全国商工会連合会及び日本商工会議所が、新型コロナウイルス感染症による影響を受ける中小・小規模事業者からの経営相談や各種申請等の対応を行うため、商工会・商工会議所等に相談員を配置し、支援体制を抜本的に強化する取組にかかる経費を国が補助します。

感染症対策関連物資生産設備補助事業

令和2年度第2次補正予算額 22.1億円

1. 商務・サービスG 生物化学産業課
03-3501-8625

2. 商務・サービスG 医療・福祉機器産業室
03-3501-1562

事業の内容

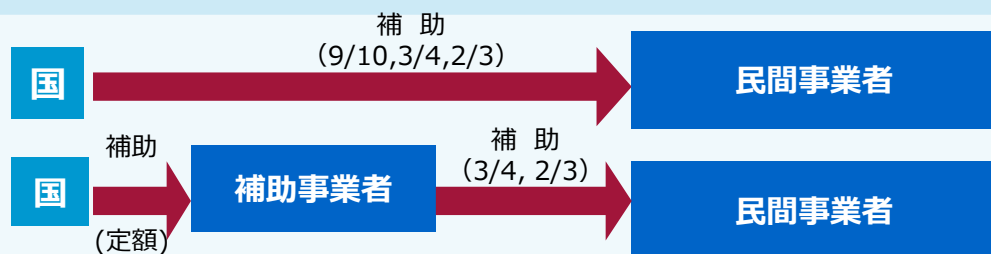
事業目的・概要

- 新型コロナウイルス対応が長期化する中、医療現場において簡易・迅速な診断に必要な物資（抗原検査機器）や、多数の患者に対応するために必要な物資（N95マスク）等のニーズが高まっています。
- これらの物資の生産能力には限界がある中、早急な増産には後押しが必要な状況です。新型コロナウイルス対応が継続する懸念が残る中において、物資の供給能力を向上させるために必要な生産能力の拡充を支援します。

成果目標

- 抗原検査機器、N95マスク等の生産に関わる医療機器メーカー及び部材メーカーの生産設備の整備・増強を支援することで、国内における必要物資の供給の拡大を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

事業概要

- 抗原検査機器、N95マスク等の生産に関わる事業者が、国からの増産要請等に応じて生産設備を整備・増強しようとする場合、その費用の一部を補助します。

- **補助対象者**：国からの増産要請を受けて、抗原検査機器、N95マスク等の生産に関わる設備の導入等を実施した事業者

- **補助率**：
抗原検査機器：9/10
N95マスク等：3/4（中小企業）、2/3（大企業）

※ 交付決定前に実施した事業についても遡及適用が認められる場合があります。

● 抗原検査機器



● N95マスク

